

国総建第19号
平成23年4月21日

各保証事業会社社長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例に対応した
業務体制の整備について（通知）

平成23年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。）に係る協議の成立については、平成23年4月1日付け国総建第1号により通知したところですが、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の前金払の特例を設けることにつき、別添のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整いました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴社におかれましては、特例に係る事務取扱いに遺漏のないよう業務体制を整備されるようお願いいたします。

記

特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月22日から平成24年3月31日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結した公共工事であって、平成23年4月22日から平成24年3月31日までに変更契約を締結したもの

※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがる公共工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

上記の別添は通知本体の別添1（省略）